

氏名	渡邊真菜美		
学位の種類	博士（世界遺産学）		
学位記番号	博甲第	8765	号
学位授与年月	平成	30年	4月 30日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当		
審査研究科	人間総合科学研究科		
学位論文題目	国立公園指定と世界遺産登録における吉野の評価とその背景		
	Evaluations of Yoshino at the National Park Designation and the World Heritage Inscription and their Backgrounds		
主査	筑波大学准教授	博士（農学）	伊藤 弘
副査	筑波大学教授	博士（世界遺産学）	吉田正人
副査	筑波大学助教	博士（環境学）	武 正憲
副査	奈良県立大学教授	文学士	水谷知生

## 論文の内容の要旨

渡邊真菜美 氏の学位論文は、吉野に対する国立公園指定および世界遺産登録における評価の相違点とその要因を明らかにしたものである。その要旨は以下のとおりである。

### （目的）

修験道の拠点や桜の名所であると同時に、南朝など国の歴史と深く関わり、日本を代表する伝統的な吉野林業地でもある吉野および吉野山（奈良県吉野町）は、史跡および名勝（1924年）・吉野熊野国立公園の一部に指定され（1936年）、さらに「紀伊山地の霊場と参詣道」の一部として世界文化遺産に登録された（2004年）。このように吉野は自然風景地および文化財として重層的な価値が認められている。今後の管理に当たっては、それぞれの評価の共通点や相違点を把握し、その背景を明らかにする作業が必要と考えられる。

著者は、吉野の多様な価値が、国立公園指定および世界遺産登録でどのように評価されたか把握

し、両者の観点の違いとその背景を明らかにすること、および価値が包括的に捉えられていたか明らかにすることを目的とし、研究を行っている。

### (対象と方法)

本研究は吉野を対象とする。著者は、前述の通りに自然風景地および文化財として評価されてきた一方、産業も継続してきて営まれてきた地であり、それらの評価の関係をみるに適していると考え、対象地としている。対象地の特徴を整理し（第2章）、国立公園指定における吉野に対する評価（第3章）、世界遺産登録における吉野に対する評価（第4章）を明らかにした上で、吉野を取り巻く各種政策と空間的状況の変化から両制度の評価の背景を把握し（第5章）考察している。各章の分析においては、資産（対象となる実空間や実物）と情報（関連する歴史や産業）に分けて整理し、それぞれの関係をみている。

### (結果)

第3章では、著者は吉野熊野国立公園の成立過程における吉野の評価について、内務省国立公園委員会および特別委員会の議事録を中心とした文献調査から整理している。国立公園委員会での選定審議において吉野は国立公園への編入が検討され始めると、特別委員会による現地調査によって、歴史を中心に評価されていた。途中の議論では、本多静六（林学）と三好學（植物学）が吉野林業地の「人工林の美」を高く評価していた。一度は国立公園候補地区域に含まれた吉野は、地元林業家の反対により吉野山と大峰山脈を結ぶ線状の「回廊」区域が除外され、吉野山が飛び地として国立公園に指定された。本来の方針に反していた飛び地指定を説明するため、吉野山では国史上の重要性が強調され、人工林の景観は評価されなかった。

第4章では、著者は世界遺産登録審査および登録後の保全状況の審査、保存管理における日本（行政）およびUNESCO/ICOMOSによる吉野の評価を、登録推薦書や評価報告書など公式資料から整理している。日本とUNESCOはともに信仰を中心に吉野を評価していたが、日本は世界遺産登録対象地域や巡礼路と人工林を一体的に捉えてはいなかった一方、UNESCOは、世界遺産「紀伊山地」の「信仰の山の文化的景観」として森林および巡礼路を一体的にした「森林に囲まれた巡礼路」を重視し、森林に神聖性を見出していた。

第5章では、著者は吉野の国立公園指定時および指定後の国立公園行政全般の思想や特徴と、国立公園としての吉野に対する風景評価の変遷を、先行研究および指定書・公園計画書・管理計画書を中心とした文献調査から把握している。また、関連する文化財・風景地保存・林業・観光政策も併せて把握している。また、吉野における空間の変容を、周辺市町村における林業地の拡大や、飛び地をつなぐ前述の「回廊」区域における景観・空間の変化を土地利用・可視領域・圍繞感からGISを用いて分析している。吉野では、史跡および名勝指定においては国史や修験道の拠点、名所および生物種としての桜が評価され、その後吉野の国立公園指定時には、大規模な自然風景が評価されるようになっていた。本多は同じ頃日本に導入されたドイツ林学の「森林美学」の考え方に基いて、三好は景観としての捉え方によって、それぞれ人工林を評価していたと考えられる。

指定後、桜が国立公園としての吉野の中心的な風景として評価され、人工林は事実として認識されるにとどまっていた。観光政策でも自然観光が重視され、吉野では分かりやすい桜が評価されて

いた。その後国立公園行政では、観光開発や産業開発に対する自然保護意識の社会的高揚と、生物多様性条約など国際的動向から、管理行政は生態系・生物多様性中心へと移行していった。吉野熊野国立公園の管理行政においても生物多様性が重視され、単一な植生である人工林はますます評価されなくなったといえる。一方、拡大造林政策による吉野周辺地域の人工林増加によって、空間的に林業地としての吉野の特殊性が認識されにくくなったと考えられる。大峯奥駈道上の「回廊」区域では、針葉樹の人工林だけでなく荒地や広葉樹も含んだ多様な景観から、主に杉林に囲まれた単調な景観へ変化していた。これにより奥駈道では、かつて周囲が荒地で視界が開けているなど圍繞感のない場所もあったが、現在はスギ人工林によって常に圍繞感のある状態になっていることを明らかにしている。

#### (考察)

著者は、国立公園に指定されず拡大造林の結果、かつては荒地も広がっていた大峯奥駈道の「回廊」区域は人工林によって囲まれるようになると、自然に対する信仰を重視していたUNESCO/ICOMOSは、人工林を産業と切り離れた「森林」として巡礼路と一体的に資産として捉え、そこに「信仰」を関連づけて神聖性を評価したことを明らかにした。このようにして著者は、さまざまな政策が関連して形成された対象地の景観が、世界遺産登録という国際的な評価においては、資産（巡礼路および森林）と情報（信仰）が適切に関連づけられていなかったことを明らかにし、今後、資産と情報を適切に関連づけたうえでの管理が求められるとしている。

著者は、「回廊」区域はじめ世界遺産としての吉野の保全管理において、林家たちのこれまでの営みを認識したうえで、地域の林家たちの関わり方および林業に対する支援を検討していく必要があると結んでいる。

### 審査の結果の要旨

#### (批評)

古来より、芸術の対象でありながら、近現代には自然風景地や文化財として評価された場所は富士山を筆頭にわが国に多くある。しかし、今後の管理に向けてどのような観点で何を評価すればいいかは確立されているとはいいがたく、管理に向けた考え方の整理が求められている。本研究は、前述の性格をもつ吉野を対象に、異なる政策における評価の差異とその背景を多角的に明らかにしたものである。資産である巡礼路と森林は、日本では一貫してそれぞれ信仰と産業という異なる情報とともに個別に捉えられてきた。しかし巡礼路と森林は、拡大造林によって空間として一体化してしまい、その結果世界遺産登録における国際的評価では巡礼路および森林によって形成された空間が資産となり、信仰という情報がそれに関連づけられて評価されてしまっていた。本研究の分析で用いた「資産」と「情報」に対する評価からみた今後の提言に関しては、他の評価主体についてもみる必要があるなど課題は残っているものの、日本における評価と国際的な評価の差異を具体的に示し、その要因を明らかにしたことは高く評価できる。

平成30年3月1日、学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと論文について説明を求め、関連事項について質疑応答を行い、最終試験を行った。その結果、審査委員全員が合格と

判定した。

よって、著者は博士（世界遺産学）の学位を受けるのに十分な資格を有するものと認める。